

吹田市公告第83号

吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年4月5日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 工事名称 吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）
 - 2 工事場所 吹田市岸部北1丁目21番1号
 - 3 工 期 市議会議決後（「24 契約の締結」のとおり。）～令和5年11月30日
 - 4 工事種類 建築一式工事
 - 5 工事概要 電気設備工事、機械設備工事及びガス設備工事は別途発注
- 1 棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 4階
 - (2) 延床面積 5,053㎡
 - (3) 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事、内装改修工事及び建具改修工事
- 3 棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 4階
 - (2) 延床面積 1,716㎡
 - (3) 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事、内装改修工事及び建具改修工事
- 2 1 棟
- (1) 構造・階数 鉄骨造 1階
 - (2) 延床面積 17㎡
 - (3) 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事及び建具改修工事
- 2 3 棟
- (1) 構造・階数 鉄骨造 1階
 - (2) 延床面積 9㎡
 - (3) 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事及び建具改修工事
- 2 4 棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 1階

- (2) 延床面積 9㎡
- (3) 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事及び建具改修工事
- 6 予定価格 401,700,000円(税抜)
- 7 最低制限価格 事後公表とする。
- 8 入札回数 1回
- 9 入札保証金 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。
- 10 契約保証金 契約金額の10%以上。
- ※議会の承認後に本市から連絡をするので、当該日に有効となるように契約の保証
 について、必要な準備をしておくこと。
- 11 支払条件 (1) 前払い有り(契約金額の40%以内の額。)
 (2) 中間前払い有り(契約金額の20%以内の額。)
 (3) 部分払い無し
- 12 主な保険等 以下に掲げる全て。
 (1) 労働者災害補償保険
 (2) 建設工事保険(請負代金額かつ「工期+1か月」で加入)
 (3) 第三者に対する損害賠償保険(1事故対人1名につき、3,000万円以上、
 かつ総額2億円以上)
 (4) 建設業退職金共済
- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 (1) 本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)での参加とし、JVでの参加の場合、施工方式は共同施工方式とする。ただし、単体企業(事業協同組合を含む。)で参加する場合はJVの構成員になることはできない。
 (2) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)で示す資格要件を全て満たしていること。
 (3) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。
 (4) 本市(総務部契約検査室)が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和5年度中に落札(落札候補者を含む)した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。ただし、JVでの落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。
- なお、本案件にJVで参加する市内事業者(本市の入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に市内本店で登載されている者をいう。以下同じ。)については、下記に示す年間の受注件数の制限は対象外とする。*
- 吹田市ホームページ内>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>工事及び工事関連コンサル関係入札情報>電子入札>「(お知らせ)令和5年度の電子入札について」>4入札参加申し込み・受注件数の制限等(1)ア(イ)*

- (5) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、令和5年度中に本案件以外の業種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）を落札（落札候補者を含む）していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。
- (6) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
- (7) 入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の写しを本市（総務部契約検査室）に提出していること。（未提出の場合は、必ず令和5年4月21日（金）までに提出すること。）
- (8) 単体企業で参加する場合
 - ア 市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。以下同じ。）であること。なお、事業協同組合にあつては、市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
 - イ 本市の令和5年度の入札参加有資格者等級格付け（以下「等級格付け」という。）において、本案件と同一の業種でA等級の認定を受けていること。
 - ウ 市内事業者については、受付最終日における「評定値通知書の建築一式工事の総合評定値」（以下「建築一式工事のP点」という。）に吹田市工事請負契約等に係る発注要領第2条第3項第1号に基づく発注者別評価点（主観点）を加えた値が、900点以上であること。また、準市内事業者については、受付最終日における建築一式工事のP点が1,150点以上であること。
 - エ 準市内事業者については、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。）が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが平成25年度から受付最終日までに完了していること）。

市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績がある者であること（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること）。

なお、市内事業者及び準市内事業者の実績がJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。
 - オ 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日におい

て、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

カ 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

(9) JVで参加する場合

ア JVは自主結成とし、構成員の数は2社とする。ただし、2以上のJVの構成員になることはできない。

イ JVの構成員の出資比率は30%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

ウ JVの各構成員の資格は次のとおりとし、(ア)と(イ)各一社ずつの組合せによるものとする。

(ア)「代表者」

a 本市の令和5年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でA等級の認定を受けていること。

b 受付最終日における建築一式工事のP点が、1,300点以上であること。ただし、市内事業者については、受付最終日における建築一式工事のP点に吹田市工事請負契約等に係る発注要領第2条第3項第1号に基づく発注者別評価点(主観点)を加えた値が、900点以上であること。また、準市内事業者については、受付最終日における建築一式工事のP点が1,150点以上であること。

c 本市の資格者名簿に建設工事で登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。市内事業者又は準市内事業者については、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

d 市外事業者(本市の資格者名簿に市外で登載されている者をいう。以下同じ。)及び準市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること(完成・引渡しを平成25年度から受付最終日までに完了していること)。

市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績がある者であること(完成・引渡しを受付最終日までに完了していること)。

なお、市内事業者、準市内事業者及び市外事業者の実績がJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

e 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であ

ること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

- f 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

(イ)「構成員」

- a 市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- b 本市の令和5年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けていること。
- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績がある者であること（完成・引渡し受付最終日まで完了していること）。なおJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

- 14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請

- (1) 本入札に参加を希望する単体企業又はJVの代表者は、システムにより「競争参加資格確認申請」を行うこと。その際、JVで参加する場合は必ずJV名称を入力し、システムにおいて「競争参加資格確認申請」の「JV参加」欄にチェックすること。なお、JV名称には英語等による通称名又は愛称名は避け、社名の略称を用いること。

(2) 申請受付期間

令和5年4月 6日（木）午前9時から

令和5年4月21日（金）午後5時までのシステム稼働中

- (3) 本入札に参加を希望するJVの代表者は、前記の申請と合わせて下記の証拠書類をシステムからダウンロードして作成し、郵送により提出すること。郵送にあたっては、配達記録の残る郵便等を使用し、封筒の表面に「工事名」を朱書すること。

ア 様式1 「入札参加資格確認申請書」

イ 様式2 「特定建設工事共同企業体協定書」

ウ 様式3 「委任状」

(4) 提出先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市総務部契約検査室

(5) 提出期限 令和5年5月2日(火)までに必着のこと。

(6) 提出された証拠書類については、返却しない。

16 入札参加資格確認結果

(1) 入札参加資格の確認については、申請時に単体企業又はJV代表者の等級格付け等について、システムが行う事前審査、開札から落札候補者決定までに行う審査(システムにより添付された書類等の審査)及び開札後に15(3)及び21(3)の証拠書類に基づいて行う事後審査の3段階に分けて実施する。

(2) 事前審査の結果については、システムにより単体企業又はJVの代表者に通知する。

(3) 結果通知日 令和5年4月25日(火)

17 設計図書等の交付

システムからダウンロードすること。

18 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和5年4月12日(水)午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和5年4月19日(水)午後3時

19 入札書の提出及び開札

(1) 入札書の提出は申請者(JVの場合は、JVの代表者)がシステムにより行うこと。
なお、入札金額(税抜)のほか任意の電子くじ用数値(3桁まで)を必ず入力すること。(JVの場合は、JV名称についても必ず入力すること。)

(2) 入札書受付期間

令和5年5月 8日(月)午前9時から

令和5年5月 9日(火)午後5時までのシステム稼働中

(3) 開札日時

令和5年5月10日(水)午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

20 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、提出期限までに13(7)及び15(3)の書類が提出されない場合、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。また、事前審査においてJVの代表者に入札参加資格「有」と通知した場合でも、他の構成員に等級格付けがされていない場合は、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

21 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書（落札候補者用）については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和5年5月10日（水）午後1時

(2) 提出場所 吹田市総務部契約検査室

(3) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書（JVの場合は構成員全員分）

イ 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）の資格者証の写し（JVの場合は構成員全員分）（ただし、監理技術者については、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。）

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（受付最終日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの（JVの場合は監理技術者又は主任技術者については構成員全員分、現場代理人についてはJV代表者のみ）

エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等。）（JVの場合は構成員全員分）

オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し（JVの場合は構成員全員分）

カ 直近の評定値通知書の写し（JVの場合は構成員全員分）

キ 積算内訳書（落札候補者用）

ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（JVの場合は構成員全員分）

ケ 契約保証に関する届出書

22 落札者の決定

(1) 落札候補者について、開札後に15（3）及び21（3）の証拠書類に基づく事後審査を行い、入札参加資格を確認した結果、適格者を落札者として決定する。なお、落札候補者は、本市からの連絡にすぐに対応できるように待機しておくこと。

(2) 落札者の決定については、システムにより入札参加者全員（JVの場合は、JVの代表者）に通知する。

23 落札後の提出書類

(1) 落札者は、以下の書類を速やかに提出すること。なお、各書類には所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記し、社印及び代表者印又は受任者印を必ず押印すること。（JVの場合は構成員全員分）

ア 提出場所 吹田市総務部契約検査室

イ 提出書類

(ア) 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）

株主総会で議決承認を受けた最新のものを。

(イ) 営業の沿革 最新のものを。

(ウ) 工事経歴書 過去2年間の建築一式工事の実績で完成済みのものを10件程度、官公庁等が発注した工事を中心に記入すること。

(2) 前記の書類は市議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

24 契約の締結 市議会の議決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

25 取り落とし方式

本件は、「取り落とし方式」（複数の工事の入札において、落札者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者又は落札候補者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすこと等により、落札者を決定する方式をいう。）とし、次の（1）～（4）により執行する。

なお、今後、本案件と同一工種で入札日から開札日までの期間が一部重複する予定価格が1億5000万円以上の案件（JV 案件を除く。）があった場合は、取り落とし方式の対象とし、該当案件の公告には、取り落とし方式を適用する案件一覧を記載する。

（1）落札決定順位は以下のとおりとし、落札決定順位が上位の工事から開札を行う。

ア 吹田市立第二中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）【本案件】

イ 吹田市立山手小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）

ウ 吹田市立山田中学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）

エ 吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）

オ 吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）

カ 吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）

キ 吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）

（2）落札決定順位が下位の工事の落札候補者決定時において、落札決定順位が上位の工事の落札者又は落札候補者が行った落札決定順位が下位の工事への入札については、入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

（3）落札決定順位が上位の落札候補者を再決定する必要がある場合において、落

札決定順位が下位の工事の落札者又は落札候補者が存在する場合、当該落札者又は落札候補者が行った落札決定順位が上位の工事への入札については、入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

(4) 取り落とし方式の採用により、入札が成立しない場合には、取り落とし方式は採用せず、通常の入札を行う。

(5) JVでの参加の場合は、構成員全員について取り落とし方式を採用しない。

26 その他

(1) 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

(2) 本件は、入札参加資格確認申請及び入札手続に関し、システムを利用して行う電子入札案件であるので、郵送、電送、電報、持参等による申請又は入札は受け付けない(ただし、15(3)の証拠書類は郵送、21(3)の証拠書類は持参による提出とする。)

27 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話(直通) 06-6384-1489